

「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正の概要

環境生活部自然保護課

1 改正趣旨

「漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）」が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に題名を改められた上で、その内容の一部が改正されたこと等に伴い、当該法の条項を引用している「千葉県自然環境保全条例施行規則（昭和49年千葉県規則第4号）」について、規定の整理を行ったものです。

2 改正内容

- ・第12条第1号ハ（ト）中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改めた。
- ・第16条第1号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第10号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第12号イ中「第63条第1号」を「第63条第1項第1号」に改めた。

3 施行期日 令和6年4月1日

（第16条第12号イの改正規定については、令和6年3月29日付け施行）